

平成 26 年 11 月 20 日  
東京二十三区清掃一部事務組合

### 世田谷清掃工場焼却炉の停止について

東京二十三区清掃一部事務組合では、清掃工場棟内の作業における職員のダイオキシン類のばく露を防止するために、労働安全衛生規則に基づく作業環境測定<sup>※1</sup>を実施しています。

世田谷清掃工場ではこの結果、平成 26 年 11 月 19 日に報告された値が、工場棟 1 階の焼却炉付近及び砂分級装置室地下 1 階で高かったことから、当該作業場所を第 3 管理区域<sup>※2</sup>と指定し、11 月 19 日より停止作業に入りました。

第 3 管理区域内では、使用する保護具の選定レベルが格上げされることから点検作業等が困難となります。

現在、当該場所の良好な作業衛生環境を確保するため、下記のとおり焼却炉を停止し、原因の調査を行っています。

なお、このことによる周辺環境への影響はありませんが、確認のため現在工場棟屋上にて環境測定を行っています。

#### 記

##### 1 焼却炉の停止日

1 号炉 平成 26 年 11 月 19 日  
(\*2 号炉は点検停止中)

##### 2 炉室内のダイオキシン類濃度測定日及び結果

サンプリング日	サンプリング場所	測定結果報告日	測定値(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )
10 月 10 日	工場棟 1 階焼却炉付近	11 月 19 日	6.8
10 月 10 日	砂分級装置室地下 1 階	11 月 19 日	5.8

##### ※1 労働安全衛生規則に基づく作業環境測定

労働安全衛生規則第 592 条の 2 では、職員のダイオキシン類ばく露を防止するため、使用する保護具の選択や作業方法の決定をするために、作業場内のダイオキシン類濃度測定を義務付けています。

##### ※2 管理区域

廃棄物焼却施設内での作業に当たっては、作業環境測定結果に応じて、作業場を第 1 管理区域から第 3 管理区域までに分類し、この管理区域ごとに定められた保護具を使用します。

第 1 管理区域では一般的な作業衣に防じんマスクで作業ができますが、第 2 管理区域では不透性の保護衣に防じん防毒マスク、第 3 管理区域では不透性保護衣に作業場内空気の直接吸引を避けるためのエアラインマスクが必要となります。

問合せ先  
施設管理部 技術課  
電話 6238-0745